

## 恵那市公金管理ならびに運用基準

### 第1（目的）

この基準は、恵那市の管理する公金について、安全性及び流動性を確保し、効率的な運用を行うため、その管理の原則及び管理方法を定めること事を目的とする。

### 第2（適用範囲）

本基準は、歳計現金、歳入歳出外現金、基金及び地方公営企業資金について適用する。

### 第3（公金管理の基本的遵守事項）

公金の管理、運用にあたっては、常に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 職務上実行する行為に対しては、私人として行為にあっても、利益相反行為は行わないこと。
- ② 日常的な管理業務にあたっては、金融機関の自己開示情報の整理や新聞報道等マスメディアの第三者情報の把握といった当然の注意を怠らないこと。
- ③ 常に各金融機関の情報を把握すること。

### 第4（資金調達）

資金不足に備えて調達を実施する際には、内部資金の繰替運用、一時借入又は保有する債券を活用した資金調達のうち、効率性の高い方法を用いる。また、緊急の支払に対処するため、当座貸越による資金調達を行うことができる。

### 第5（歳計現金の管理及び運用）

歳計現金は、支払いに対応する準備金であることから、各課等から翌月の収支予定表を提出させることにより資金の需給を把握する。

- ① 会計課に収納された歳計現金の資金は、原則として指定金融機関の普通預金口座に全て入金することにより管理する。
- ② 指定金融機関への預金を継続しておくことが、支払資金確保の観点から不相当と会計管理者が判断した場合には、その理由が解消されるまでの間、支払事務の執行に支障のない範囲の金額を、他の金融機関に移動する。
- ③ 支払資金の状況により、歳計現金に一時的な資金の余裕が出た場合は、普通預金等の利率を勘案しながら定期預金による運用を行うものとする。
- ④ 前各項の運用に係る金額と期間は、資金の状況により、会計管理者がその都度決定する。

### 第6（歳計外現金の管理及び運用）

歳入歳出外現金の管理及び運用は、歳計現金の例による。

### 第7（基金の管理及び運用）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

各種基金の資金は、運用基金を除いて一括管理・運用を行う。

- ① 各基金において一時的に使用する予定のない資金は、その一部若しくは全部を普通預金以外のもので運用ができるものとする。
- ② 運用は、定期預金及び債券とする。ただし、債券の運用については、利回りの比較、期間及び金額等の点で、運用上有利と判断される場合に、運用ができるものとする。
- ③ 基金運用にかかる金融機関への預金額の比率は、市及び関係機関の借入金の状況、資金運用の総額を勘案しながら決定する。
- ④ 定期預金を行う場合は、第9に定める金融機関の選定基準による市内に支店を有する銀行、信用金庫及び農業協同組合並びに労働金庫中津川支店又は県内に店舗を有する証券会社に利率の引き合いをし、より有利な運用に努めるものとする。
- ⑤ 債券の運用は、安全性を第一に考え、国債等元本の償還及び利息の支払が確実な債券とし、債券の償還期限まで保有することを前提とする。

#### **第8 (地方公営企業の資金)**

地方公営企業の資金の管理及び運用は、基金の例による。

#### **第9 (公金運用金融機関の選定基準)**

市の運用基準においては、次に掲げる事項に抵触した金融機関には、預貯金をしない。又運用期間中に抵触した場合においては、速やかに預貯金を解約し、元金の保全をする。

- ① 自己資本比率において、都市銀行、地方銀行、信用金庫、農業協同組合及び労働金庫において、自己資本比率がおおむね8%以上を維持できない場合。
- ② 恵那市公金取扱業務中で事故等が発生した場合に、誠意ある対応がなされない場合。
- ③ 金融機関の自己資本比率、不良債権、剰余金、業務利益等ディスクロージャーの内容が他の金融機関より著しく劣り、あるいは改善が見られない場合。
- ④ その他会計管理者が求めた事項に対して、明確な説明が得られない場合。

#### **第10 (一時借入金の管理)**

一時借入金は、歳計現金として資金管理する。

#### **第11 (繰替運用)**

基金に属する現金を歳計現金として繰替運用を行う場合は、資金運用の特例として、以下に定める手続きをとることとする。

- ① 繰替運用が必要となった場合は、会計管理者は、財務課長、総務部長と協議し、市長の決裁を経て行うこととする。
- ② 繰替運用を行う場合は、繰替を行う基金へ利息を支払うこととする。(但し、財政調整基金を除く。)
- ③ 基金へ支払う利息は、繰替運用を行う日現在の指定金融機関の普通預金の利率に

よるものとする。

## 第 12 (基準の適用等)

この基準の運用及び変更等については、恵那市公金管理運用委員会に諮って定める。

附 則

この基準は、平成 16 年 10 月 25 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 23 年 6 月 13 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 27 年 11 月 17 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 28 年 12 月 2 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 29 年 6 月 30 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 31 年 3 月 1 日から適用する。